



友^ゆ好^{こう}都^とし^し市

■セントジョージ市について
 セントジョージ市は、ラスベガスから北へおよそ190km、ユタ州南西部の主要都市で、冷涼な山岳地帯と赤い岩の絶壁に囲まれた半乾燥の砂漠地帯です。夏は暑い、冬は温暖で、大自然の中ゴルフやハイキングなどアウトドアを楽しむ人々にとても人気があります。市民の多くがモルモン教徒です。



アメリカ合衆国ユタ州 セントジョージ市

人口:75,561人(2012年推計)
 面積:約168km²
 セントジョージ市とは1989年から双方のマラソン大会を通じた交流を続けています。互いのマラソン大会での上位入賞選手らを各々のマラソン大会に招待したり、中学生を対象とした派遣交流事業を継続しています。どちらの国でもストファミリーが派遣団の滞在を受け入れ、友好を深めます。
 東日本大震災が発生した年のセントジョージマラソンでは、日本の復興を願って参加者から義援金を募り、揖斐川町の派遣団に託していただきました。

北海道芽室町

人口:18,048人(令和2年国勢調査)
 面積:513.76km²
 明治時代、揖斐川町から多くの方が芽室町へ移り住んだことを縁とした民間交流が、まちどうしの交流へと発展し、平成18年5月に友好都市提携を結びました。同年7月には、大規模災害時における防災協定も締結しました。
 現在では、互いのまちの小学生を派遣し現地の生活を体験したり、相互の特産品PR活動を通して経済の活性化を図っています。



■芽室町の地勢・産業
 芽室町は、日高山脈の東、十勝平野の中西部に位置し、内陸性気候です。面積の約41%が畑、約42%が山林です。基幹産業は農業で、2万haの広大な耕地に小麦、馬鈴薯、てん菜、小豆、スイートコーンなどが作付されています。畜産業もさかんです。芽室は、日本の食糧基地といわれる十勝平野の中心的役割を担っています。



高知県宿毛市

人口:19,033人(令和2年国勢調査)
 面積:286.19km²
 宿毛市も揖斐川町も、ともにいくつものダムを持つまちであることから、平成23年に交流が始まりました。
 揖斐川町の小学生が宿毛市を訪れ、海に面したまちの暮らしを体験し文化の違いを学んでいます。
 平成24年からはお互いのまちの小学生を派遣し交流をおこなっています。



■宿毛市の地勢・産業
 四国の西南端に位置し、気候は四季を通じて温暖、地形は全般的に山岳・丘陵地帯で、面積の約84%が森林です。宿毛湾は魚種が豊富な好漁場、またブリ類、タイ、カンパチなどの養殖業がさかんで、漁獲高は高知県下の水揚げ量の過半を占めます。また、野菜の露地栽培や果樹栽培、ハウスでの施設園芸などの農業もおこなわれています。



揖斐川町でくらしたい! ~くらしの支援制度ご案内~

「このまちでくらしたい」「このまちに住んでよかった」そう思えるまちを目指しています。
 定住化促進と少子化対策のため、揖斐川町に移り住みたい皆さん、そして現在お住まいの皆さんに対し、くらしをサポートするメニューを各種ご用意しています。
 ※令和4年4月現在の主な制度です。くわしくはお問合せください。

住宅・生活支援

固定資産税の減免 新築一般住宅における床面積120㎡までの部分の固定資産税が 3年間減免	賃貸住宅家賃助成奨励金 町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することを前提に基本奨励金: (実質家賃-4万円)×1/2以内(上限月額1万円)を12ヶ月間 <small>※町外からの転入者の場合、基本奨励金と同額を加算</small>
新築住宅建設等奨励金 町内に住宅を新築、建て替え、購入する場合基本奨励金: 10万円 <small>※町外からの転入者10万円、町内業者契約10万円、町内産木材使用10万円、用途地域指定区域内10万円、三世代近居10万円の加算があり最大で60万円</small>	田舎暮らし住宅活用奨励金 3年以上居住することを前提に町内の空き家の改修やハウスクリーニングをする場合 ●改修 基本奨励金:改修対象工事費の 1/2以内(上限10万円) <small>※町内業者と契約する場合、基本奨励金と同額を加算</small> ●ハウスクリーニング 基本奨励金:清掃費の 1/2以内(上限5万円)
事業所改修等奨励金 新たに事業を開始する事業者が町内に事業所を建築する場合の奨励金: 対象工事費の 1/2(上限100万円) 町内の事業所を改修又は空き家等をリノベーションする場合の奨励金: 対象工事費の 1/2(上限50万円)	住宅改修等奨励金 既存住宅を改修する場合 基本奨励金:改修対象工事費の 5/100相当(上限5万円) <small>※町外からの転入者や三世代近居の要件により基本奨励金と同額が加算され、最大で改修対象工事費の15/100相当(上限15万円)</small>

結婚・子育て支援

新婚世帯定住促進 結婚後、3年以上町内に定住することを前提に新婚世帯1組あたり、 5万円分の揖斐川町地域振興券を交付	すこやかベビーお祝い 出産者が住民基本台帳に6ヶ月以上登録されていて、かつ出産後も引き続き1年以上居住すると見込まれる方に、出産子1人につき、 5万円分の揖斐川町地域振興券を交付
第2子以降の保育料無料化 子どもを2人以上養育している世帯は、町立幼稚園(保育所)等に通う 第2子以降の保育料が無料	一時保育事業 保護者が保育をできない日に 未就園児を一時的に保育
子育て支援センター 子育て支援センターでは0歳~18歳までの子育てに関するさまざまな 相談を受付 入園前の子がいつでも気軽に 遊べる広場を開設 妊婦・祖父母の利用も可能。	病児・病後児保育 病氣中または病氣の回復期にある町内在住の生後8ヶ月から小学3年生の児童を 揖斐厚生病院内で保育
新入学児童生徒を応援 町内在住で小中学校に新入学する児童生徒に対して、 1人3万円分の揖斐川町地域振興券を交付	児童発達支援事業所 子どもの内面の発達や人との関わり方など、 発達に心配ごとのある子どもや保護者を支援
給食費無償化 町内在住で、町立幼稚園(保育所)等や小中学校に在籍する園児、児童生徒の 給食費が無料	福祉医療助成 18歳に達した年度末までの医療費を助成。医療機関で支払う 窓口負担分(保険適用分)が無料
修学旅行費補助 小中学校児童生徒の 修学旅行費を補助 (上限:小学生3万円、中学生5万円)	